

原告は地震データ改ざん問題について改めて釈明を求める

## 「注釈等に修正作業した記載あり。誤記とは考えられない」

次回法廷 2018年3月14日(水) 11:00

12月25日15時より、国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判の第24回法廷が大阪地裁202号法廷で開かれた。年の瀬にもかかわらず多くの原告・支援者が参加し、傍聴席はほぼ満席となった。初参加の人も多くみられた。

今法廷に先立ち、原告は準備書面(22)を提出した。国は、原告の「訴えの変更申立書」<sup>\*1</sup>への答弁書と第19準備書面を提出した。第19準備書面では、原告準備書面(20)(震源インバージョンや壇他の式の問題点等々について主張)に反論している。また、原告が地震データ改ざん問題について、10月11日に出した求釈明書に回答している。

今回より関西電力が「参加人」としてこの裁判に参加し、国とともに被告席に並んだ。また、左陪席が交代となった。



法廷後の報告・交流会

### ◆注釈にも本文中にも修正作業したと記載がある。単なる誤記とは到底考えられない

法廷では冒頭、裁判長が双方の書面を確認し、続いて、原告側の瀬戸弁護士と冠木弁護士が準備書面(22)の要旨を説明した。地震動評価を行う際のばらつきの考慮の解釈について、原告・国の双方の主張を整理し、国の主張が安全性の観点から許されないと指摘。さらに、国が、特定の経験式を前提にした上で地震規模を設定する際にばらつきを考慮することを、経験式の適用範囲を確認することにすり替えている問題等について、求釈明し回答を求めた。

次に裁判長は原告に「国の方からも答弁書で、請求原因は、地震動過小評価や汚染水問題等の7点に限定されるかと求釈明が出されているがどうですか」と尋ねた。これに対し、冠木弁護士は「火山灰問題を請求原因として追加します。求釈明には次回、書面で回答します」と答えた。

また、裁判長は国の第19準備書面に対してはどうするか尋ねた。冠木弁護士が「次回反論します」と述べた。

武村弁護士が、同書面の地震データ改ざん問題に対する回答に対し、改めて釈明するよう求めた。「国は、宮腰ほか(2015)(乙61号)での1948年福井地震の断層面積等の各値の改ざんを、誤記だと主張しています。国の9月27日付第18準備書面では『宮腰ほか(2015)において、福井地震について各値の変更を加える意図があれば、注釈や本文中に修正等をした旨の記載をはずすが、そのような記載はなかった。だから宮腰ほか(2015)の各値は誤記だ』と主張しています。しかし、これは明らかに違うのではないかと。宮腰ほか(2015)では、表(下表)中の福井地震について、\*2として『図から最終すべり量(あるいはモーメント量)を読み取り』との注釈があります。本文中にも『福井地震については論文中の図から最終すべり量を読み取り、断層破壊領域の抽出を試みている』とあります。このように注釈にも本文中にも修正作業を行ったと書

<sup>\*1</sup> 2017年9月21日付。5月24日に設置変更許可が下りたことから、これまでの運転停止命令の義務付けを求める訴えから、設置変更許可取り消しを求める訴えに変更

いています。この点を踏まえて再度誤記なのか意図的な変更なのか回答してほしい。このことについては追って書面を提出します」と厳しく問いただした。

表 6 1995 年以前の地震 (Mw6.5 以上の地震 (武村<sup>9)</sup>) のうち  
震源インバージョン結果による震源パラメータ

No.	Name	Mech.	Reference	Mo (Nm)	Mw	L <sub>sub</sub> (km)	W(km)	S(km <sup>2</sup> )	D(m)	Hetero- geneous slip data <sup>*1</sup>
4a	1948年福井地震	SS	菊池・他 <sup>56)</sup>	2.1E+19	6.81	30	20	600	2.3	△ <sup>*2</sup>
4b			Ichinose et al. <sup>57)</sup>	1.6E+19	6.74	(54)	18	972	0.3	○ <sup>*3</sup>

\*1: 不均質すべり分布データの有無

\*2: 図から最終すべり量(あるいはモーメント量)を読み取り

宮腰ほか(2015)より

これを受け、裁判長は国に対し「この件について原告から出される書面も踏まえて検討してほしい。また、原告準備書面 (22) の求釈明についても検討の上回答してください」と求めた。

続いて、関電に何かあるか尋ねたところ、関電は「必要な範囲で主張立証したい」と答えた。

最後に次回期日は3月14日と確認し、双方の書面提出期限は3月7日となった。次々回は、年度が替わるのではっきりしないが一応期日指定しておくということで、6月13日15時となった。

#### ◆この裁判でも火山灰影響の過小評価問題を主張していこう

法廷終了後、大阪弁護士会館にて報告・交流会を行った。報告会も50名以上が参加し、活気に溢れた。まず、弁護団から法廷と原告準備書面 (22) についての解説があった。武村弁護士は同書面中の求釈明について「ばらつきの考慮に関する論理のすり替えは、玄海原発差し止め仮処分でも問題となったが、裁判所は九電の主張に合理性があるとしました。だから放置できない。このため、原告の解釈が妥当と主張するだけでなく、被告の解釈の中身自体が非論理的で間違っていると主張しなければならぬと考え、今回求釈明を出しました」と説明された。

データ改ざん問題について、武村弁護士から福井地震に関する解説があった。裁判の会共同代表の小山さんから、1945年三河地震のデータ改ざんについて、国が根拠しているのは「Data source?」(出所不明)とされている資料(SRCMOD、乙86号)に基づいており、信頼がないとの説明があった。

次に、広島高裁決定を受け、火山問題を取り上げた。国の火山に関する基準は立地評価(火砕流)と影響評価(火山灰)から成り立っている。ゲストとしてお招きした原子力規制を監視する市民の会の阪上武さんから立地評価について報告を受けた。福岡高裁宮崎支部や広島地裁は、破局的噴火の運用期間中の発生可能性は小さいと言えないとの認識を示したものの、社会通念としてはこの種の極めて頻度の低い危険性は無視しうるものとして容認すると判断した。これに対し、広島高裁決定は、福岡高裁のように火山影響評価ガイドの判断枠組みを限定解釈するのは許されないとし、ガイドに従って立地不適としたことに意義がある。阪上さんは「『発生可能性は小さいとは言えない』というのが専門家・裁判所の共通認識だから、今回の決定を受け、規制委員会に全原発の火山審査の見直しを迫ろう」と話された。小山さんは影響評価について「広島高裁で伊方原発の火山灰層厚・濃度評価が過小と判断され、これに基づけば大飯原発等の評価も過小と言えるため、私達の裁判でも問題にしていこう」と訴えた。

関電の中間貯蔵施設を、和歌山県やむつ市をはじめ、どこにも作らせないよう働きかけを強めようとの提起もあった。また参加者から、山形県米沢市の避難者に対する明け渡し請求訴訟に関する署名協力が呼びかけられた。

最後に、次回期日にも多くの人が集まろうと呼びかけ、報告・交流会を終えた。

2017年12月28日 おおい原発止めよう裁判の会事務局